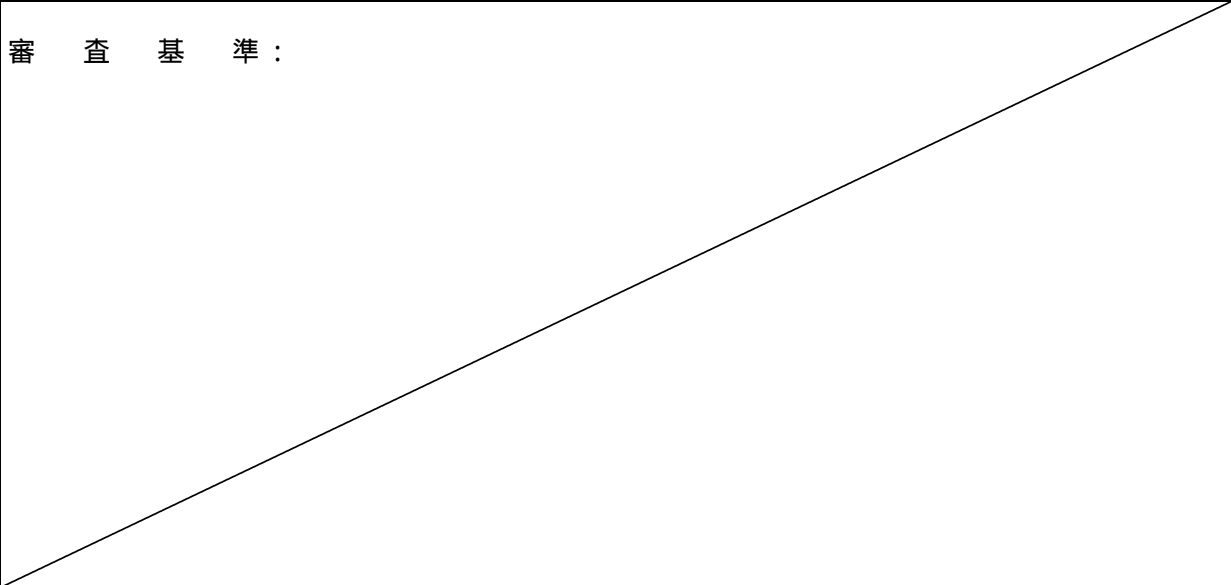


# 審 査 基 準

平成 2 0 年 2 月 6 日作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則 ( 2 0 - 1 )
根 拠 条 項 : 第 4 条 第 2 項
処 分 の 概 要 : 探偵業届出証明書の再交付
原権者 ( 委任先 ) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条 第 3 項 ( 探偵業届出証明書の交付 )
審 査 基 準 : 
標 準 処 理 期 間 : 3 日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課警備業係 ( 電話 043-201-0110 )
備 考 :